

父母と先生の会 会則

第1章 名称及び事務局

第1条（名 称）

この会は、室蘭市立八丁平小学校父母と先生の会と称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目的と活動

第2条（目 的）

この会は、父母と先生とが互いに協力し、教養を高めると共に、児童の健全育成を図ることを目的とする。

第3条（活 動）

この会は、前条の目的を達成するため次の活動をする。

- （1）家庭と学校の緊密な連携によって、児童の心身の健全な発達を図る。
- （2）児童の生活・教育、環境の整備を図る。
- （3）会員相互の教養を高め、親睦を図る。
- （4）その他必要と認められる事項。

第3章 会 員

第4条（会 員）

この会の会員は、八丁平小学校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる保護者及び教職員とする。

第4章 役員と委員

第5条（役員と委員）

この会に、次の役員と委員を置く。

《役 員》会 長…1名、副会長…3名以上、 監 査…2名、
会 計…2名、各委員長…1名、事務局…若干名、
専門委員会の学校担当者
《委 員》専門委員会の各委員

第6条（選出方法及び任期）

- （1） 役員及び委員の選出方法は、別に定める。
- （2） 前項の任期は1年とする。最長2年とする。但し再任は妨げない。

第7条（職 務）

- （1） 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- （2） 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める。
- （3） 監査は会計業務に監査し、その結果を総会に報告する。
- （4） 会計は会費の徴収業務を行う。
- （5） 事務局は会の運営事務及び庶務、会計事務を行う。
- （6） 委員長は、各委員会を総括し、業務を執行する。
- （7） 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合はその代理を務める。
- （8） 委員は会員の意見を反映し、決定事項を連絡する。

第8条 (参 与)

- (1) この会に参与を置く。参与は八丁平小学教頭とする。
- (2) 参与は会議に出席し、この会の発展のために必要な意見をのべることができる。

第9条 (顧 問)

- (1) この会に顧問を置くことができる。顧問は会長・副会長経験者の中から会が委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の要請があった場合、総務会・役員会に出席できる。

第10条 (相談役)

- (1) この回に相談役を置く。相談役は八丁平小学校長とする。
- (2) 相談役は、必要に応じて会議に出席する。会長や顧問からの相談に応じこの会の発展に寄与する。

第5章 会 議

第11条 (機 関)

この会は、目的達成のため、次の機関をおく。

- (1) 総 会 (2) 総務会 (3) 役員会 (4) 専門委員会
- (5) 特別委員会

第12条 (総 会)

- (1) 総会はこの会の最高決議機関であり、全会員をもって組織し会長が招集する。
- (2) 定期総会は原則として毎年年度始めに開催し、予算・決算・役員選出・会則改正等の事項を審議する。
- (3) 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。
- (4) 総会の議長は出席会員の中から選び、会議の議決は出席会員の過半数で決定し、賛否同数の時は議長が決する。

第13条 (総務会及び役員会)

- (1) 総務会は正副会長・監査及び学校事務局で構成する。役員会は総務会を構成する役員と会計・各専門委員会委員長及び学校担当で構成する。
- (2) 総務会及び役員会は会務の企画立案にあたり、総会の決定に基づいて業務遂行処理し、その責任を負う。

第14条 (専門委員会)

この会の事業推進のため、学級・生活・広報・文化・体育・おまつり・美化の7つの専門委員会を置く。

- (1) 学級委員会…学年、学級行事への協力及び会員相互の親睦を深める活動を行う。
- (2) 生活委員会…児童の校外生活、交通安全、生活環境の整備に関する活動を行う。
- (3) 広報委員会…PTA広報に関すること及び会員の相互理解を深める活動を行う。
- (4) 文化委員会…会員相互の教養を高める活動を行う。
- (5) 体育委員会…体育的行事の補助、会員の運動や体力作りに関する活動を行う。
- (6) おまつり委員会…ふれあいまつり、もちつき大会などおまつりに関する活動

を行う。

(7) 美化委員会 …学校の美化整備に関する活動を行う。

第15条（特別委員会）

この会に運営上必要があるときは、特別委員会を設けることができる。

第6章 会 計

第16条（会 費）

この会の会員は、総会で決定する会費を納入する。

第17条（経 費）

(1) この会の活動に要する経費は、会費・寄付金その他の収入に寄るものとする。

(2) この会の経理は総会で決議された予算に基づいて行われる。

(3) この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第18条（会計年度）

この会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第7章 付 則

第19条（総会の成立）

総会は出席者が全P実数の過半数（委任状を含む）で成立する。

第20条（会則の改定）

会則は総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ変えることができない。

第21条（その他の規定）

役員会で協議し、総会の承認を得る。

第22条（会則の実施）

この会則は、平成9年5月10日より実施する。

平成22年	5月	7日	第4章第5条の一部改正
平成25年	2月	4日	第5章第13条の一部改正、 第5章第14条(実行委員会)の新設、 第5章第15条以下、番号整理
平成26年	4月	19日	第4章第6条の一部改正
平成28年	2月	9日	第5章第13条の一部改正 第5章第14条の削除 第5章第15条以下、番号整理
令和 5年	5月	10日	第7章第18条（総会の成立）の新設 第4章第8条の一部改正 第10条相談役の新設
令和 6年	4月	20日	一部改訂 第11条以下、番号整理

慶 弔 規 定

第1条 この規定は、会則第19条によりこれを定める。

第2条 在学中の児童が死亡したときは、5000円の弔慰金と弔花を贈る。

第3条 会員が死亡した時は、5000円の弔慰金と弔花を贈る。

第4条 会員が天災等により罹災した時は見舞金を贈る。ただしその額は役員会でその都度協議する。

第5条 各条文によることができないときは、その都度役員会で協議する。

第6条 この規定は、平成9年5月10日より実施する。

平成25年 4月20日 一部改訂

役員選考委員規定

第1条 この規定は、会則第6条1項の選出方法を定める。

第2条 （役員選考）

1 選考委員会の組織

（1）選考委員会は、学級委員会の各学年の学年代表、各専門委員会の副委員長及び役員若干名と、学校側代表で構成する。

（2）委員の互選により正副委員長各1名を置く。

2 選考内容与方法

（1）選考委員会は、次の役員候補を選考する。

- ・会長…1名 ・副会長…3名以上 ・監査…2名 ・会計…2名
- ・各専門委員会委員長…1名

（2）選考方法は、概ね次の通りとする。

①全会員に役員候補の公示及び公募を行う。

②役員候補者を選出し、全会員に周知するとともに、総会の承認を受ける。

（3）選考委員会は、その任務を終了したとき解散する。

（補則）役員に欠員が生じたときは、総務会で選考し役員会で決定する。ただしこの場合の任期は前任者の残任期間とする。

第3条 （委員選考）

（1）各委員会の係の業務内容は役員会で検討し、会員に提示する。

（2）会員全員がいずれかの活動を担うことを原則とし、PTA 総会後の各学級の学級懇談会で決定する。

第4条 この規定は平成9年5月10日より実施する。

平成16年 4月16日 一部改訂
平成22年 5月 7日 一部改訂
平成24年 4月28日 一部改訂
平成25年 2月 4日 一部改訂